**横浜川崎国際港湾株式会社　入札の手引き**

　横浜川崎国際港湾株式会社（以下「会社」という。）の行う入札に関しては、次の条項を心得て参加しなくてはならないものとする。

（入札の日時及び場所）

1. 会社は、入札通知書等により日時及び場所を通知するものとし、入札参加者は、これに遅れたときは、入札に参加できないものとする。

（入札書等）

第２条　入札書の様式は別掲のとおりとし、入札者は、件名、金額、所在地（住所）、会社（商店等）名及び代表者名を記入し、必ず代表者印を押印しなければならない。

２　前項により措置した入札書である場合、それを持参した者が代理の者であっても、そのために委任状を提出する必要がないものとする。

（入札保証金の免除）

第３条　競争入札による場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

（入札書の引換え等の禁止）

第４条　入札者がいったん入札箱に入札書を投入した場合には、その引換え、変更又は取消を認めないものとする。

（入札の無効）

第５条　入札者がいったん入札箱に入札書を投入した場合、次に該当するときは、当該入札者の入札を無効とする。

1. 入札書に金額の記載がないとき、又は金額が訂正してあるとき。
2. 入札書の記名又は押印がないとき。
3. 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明確なとき。
4. 入札の目的に示された要件と異なるとき。
5. 条件が付されているとき。
6. 同一入札者による同一事項の入札書が２通以上投入されているとき、又は入札者が他の入札者の代理人として入札書を投入したとき。
7. 再度入札（第７条）の場合において、前回の入札の最高額以下又は最低額以上の価格で入札されているとき。
8. 前各号に掲げる他、会社の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

（入札の有効）

第６条　入札価格の総額をもって落札者を定めるときは、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げないものとする。入札の単価をもって落札者を定めるときは、その総額に誤りがあったときも同様とする。

（再度入札）

第７条　開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

２　前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（落札者の決定）

第８条　開札をした場合において、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（最低価格の入札）

第９条　会社は、工事又は製造その他についての請負契約に係る入札を行った場合において、最低価格の入札者の入札価格が、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者としないことができるものとする。

（契約書等の提出）

第１０条　契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印（記名押印に代わる電磁的処理を含む。）し、速やかにこれを契約担当者に提出しなければならない。但し、契約担当者に承諾を得て、この期間を延長することが出来るものとする。

（異議の申立）

第１１条　入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、図面、契約書及び現場等についての不明を理由に異議申し立てることはできない。

（補則）

第１２条　会社が発注する工事については、公共性の高い工事であるため、落札者は関係法令を遵守し、竣工まで責任をもって当該工事にあたるものとし、竣工せずに工事の続行が不可能となった場合、国・横浜市・川崎市の公共事業に多大な損害を与えることが考えられるので、会社はその者について厳しい措置を講じるものとする。